

## 経営者のための 法律相談 Q&A ～業界用語の巻～

〈その14〉

どの業界でも同じでしょうが、法曹界には、法曹界でしか通用しない業界用語がたくさんあります（まずここから説明が必要かも知れませんが、法曹界というものは裁判官、検察官、弁護士の法曹三者が生息している業界のことをいいます）。今日はそんな法曹界の業界用語をご紹介します。

### 1 イソ弁・ボス弁

事務所に複数の弁護士が所属している場合、当然、事務所を経営している弁護士がいます。経営者弁護士は複数（共同経営）のこともありますし、一人のこともあります。この経営者弁護士を通称ボス弁といいます。「太陽にほえろ」のボスと同じですね。いや、ボスは中間管理職か…。

そして、このボス弁から給料をもらっている勤務弁護士のことを居候弁護士、略してイソ弁といいます。

最近のトレンドとして、ノキ弁、タク弁という弁護士も出現してきました。急激な弁護士増員で就職できない弁護士が増えていることは皆さんも報道などでご承知でしょう。でも、弁護士というのは、出張型風俗のように携帯一本で仕事をするというわけにはいかず、事務所を登録しなければ仕事ができないのです。こうして、就職ができなかった弁護士は、誰かの事務所の軒を借りて（スペースだけを間借りして）ノキ弁となり、自宅を事務所にしてタク弁になるのです。ついですが、どこかの事務所に所属して修業することなく、いきなり独立する弁護士を即独（ソクドク）といいます。

厳しい世の中になってまいりました。

### 2 J(ジェイ)、P(ピー)、B(ビー)

昔流行ったタバコの銘柄ではありません。

おそらく、誰かに聞かれたときに、ギョッとされないように隠語として発達したのだと思いますが、それぞれ、裁判官(judge)、検察官(prosecutor)、弁護士(bengoshi又はbar)の法曹三者を指します。応用型としては、P庁(検察庁)などがあります。ちなみに、警察はK(keisatsu)です。英語にすると頭文字が検察官とかぶっちゃいますからね。

### 3 差し支え

「別の予定が入っています」という意味です。

J「次回の期日ですが、代理人、12月8日午後1時30分はいかがですか？」

B「差し支えです。」

J「では、午後3時はいかがですか？」

B「その日は終日差し支えです。」

というように使用します。差し支えの理由は特に聞かれませんが、ゴルフでもデートでも問題ありません。

### 4 然るべく(しかるべく)

「同意します」という意味です。「諸手を挙げて賛成ではないけど、反対はしません…」というようなニュアンスが含まれています。

J「相手から〇〇さんの証人申請がなされていますがご意見は？」

B「然るべく」

J「では、証人申請を採用します」

というように使用します。弁護士になった頃には、「同意します」って言えばいいじゃんって何度も思いましたが、「同意というより、不同意ではない」って気持ちのとき、私の気持ちを代弁してくれることに気づいてしまい、以後多用してしまっています。

### 5 ぼうちん(冒陳)

刑事事件の冒頭で、検察官・弁護人がこれから証明しようとする事実を述べる手続を冒頭陳述といいますが、これを略して「ぼうちん」といいます。パリエーションとして「ふりちん」(不利益陳述)、「ふちん」(不陳述)などがあります。

### 弁護士法人あすか 東広島事務所

TEL 493-7100 FAX 493-7101

弁護士 今田健太郎・上相裕章・  
福田浩・谷脇裕子

本稿担当：  
弁護士 上相裕章

